

西条商店街協同組合

共通商品券（無期限）払戻しのお知らせ

西条商店街協同組合では、組合の解散に向け「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」の規定に基づく、共通商品券の払戻しを実施することとなりました。

共通商品券をお持ちの方は、以下の方法により払戻し手続きを行って頂きますようお願いいたします。長らくのご利用ご支援、誠に有難うございました。

●払戻しの申出期間

令和 6 年 3 月 1 5 日(金)～令和 6 年 5 月 17 日(金) 10 時～17 時（水曜日除く）

* なお、申出期間内にお申出されない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

●払戻し方法

商品券、印鑑をお持ちの上、申出期間内に当組合事務局までお越しく下さい。当日現金で払戻しいたします。なお、額面 50,000 円以上または申出者の集中等の事情により、当日中に現金での払戻しができない場合、後日お振込みとなりますので、予めご了承ください。払戻しに係る振込手数料は、当組合が負担いたします。

●払戻し額

商品券に表示の金額を払戻します。

●問合せ先および払戻し窓口

愛媛県西条市大町 1 6 9 9 - 3 メガネのタカセ内

電話番号：0897-56-1701